

測量・建設コンサルタント等の共通・選択必要書類(案)

資料 5

- ・ 公的機関が発行する書類については、申請日より前から3か月以内のものを有効とする。
- ・ 設定状況は、建設工事の入札参加資格申請を行っている地方公共団体1,767団体(都道府県47団体、市区町村1,720団体)に占める割合。

- : たたき台からの修正・追加点
 : 設定状況が10%未満の適正性審査・格付情報に該当する必要書類
 : 論点

必要書類		共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				備考・論点		
							都道府県	市区町村	全団体				
法人のみ (申請者が組合の場合は組合に係るもの)	1	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		○	① i	41	87.2%	1,627	94.5%	94.3%		
	2	納税証明書(その2)		○		○	② i	2	4.3%	311	18.1%	17.7%	「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。
		※新設法人等で申告期限が未到来の場合等、申告義務のない場合は、申告義務のないことを証する書類(申告義務のない旨の申出書)を提出											
	3	納税証明書その3の3(国税)		○		○	② i	43	91.5%	1,570	91.2%	91.2%	
		※納税等の猶予を受けている場合は、納税等の猶予許可通知書等の写しを提出。											
	4	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	② i	42	89.4%	1,192	69.3%	69.8%	
		※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。											
		※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。											
		※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。											
	5	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	② i	11	23.4%	1,375	79.9%	78.4%	
		※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。											
		※本社が所在する市町村で発行されたものを提出。											
		※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。											
	6	代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	② i	2	4.3%	287	16.7%	16.4%	「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。
		※入札・契約を委任する営業所がある場合は、委任先営業所の代表者個人のものも併せて提出。											
	7	直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)		○		○	② i	17	36.2%	605	35.2%	35.2%	
	8	直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書)		○		○	② i	34	72.3%	1,155	67.1%	67.3%	
9	直前年度決算に係る財務諸表(個別注記表)		○		○	② i	20	42.6%	484	28.1%	28.5%		
10	直前年度決算に係る財務諸表(株主資本等変動計算書)		○		○	② i	18	38.3%	563	32.7%	32.9%		
11	組合員名簿 ※申請者が組合の場合のみ		○		○	② i	9	19.1%	343	20.0%	19.9%		
個人ののみ	9	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※個人で商号登記をしている場合に提出。		○	○	② ii	15	31.9%	825	47.9%	47.5%		
	10	身分証明書(身元証明書)		○		○	② i	22	46.8%	1,323	76.9%	76.1%	
	12	登記されていないことの証明書		○		○	② i	6	12.8%	490	28.5%	28.1%	
		納税証明書その3の2(国税)		○		○	② i	38	80.9%	1,482	86.1%	86.0%	
	13	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税)		○		○	② i	41	87.2%	1,096	63.7%	64.3%	
		※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(個人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。											
		※本社が所在する都道府県で発行されたものを提出。											
		※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する都道府県で発行されたものも併せて提出。											
	14	納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)		○		○	② i	14	29.8%	1,376	80.0%	78.6%	
		※未納の税額がないことの証明書(全ての税目(法人))を提出。 地方公共団体において当該証明書を発行していない場合には直前1年分の納税証明書を提出。											
		※事業所が所在する市町村で発行されたものを提出。											
		※申請先地方公共団体との入札・契約等に関する権限を委任する(又はすることを予定している)場合は、委任先営業所が所在する市町村で発行されたものも併せて提出。											
	15	直前々年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前々年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○		○	② i	17	36.2%	595	34.6%	34.6%	
	16	直前年度決算に係る財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※申請日直前年度分の確定申告書及び申告決算書(青色申告の場合は、貸借対照表及び損益計算書、白色申告の場合は収支内訳書)を提出。		○		○	② i	34	72.3%	1,129	65.6%	65.8%	

必要書類		共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)				備考・論点		
							都道府県	市区町村	全団体				
官公需適格組合	構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請者が官公需適格組合の場合		○		○	② i	5	10.6%	223	13.0%	12.9%	・「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。	
	構成組合員の納税証明書(その3の3)(国税) ※申請者が官公需適格組合の場合		○		○	② i	6	12.8%	234	13.6%	13.6%		
	構成組合員の納税証明書(その3の2)(国税) ※申請者が官公需適格組合の場合 ※構成組合員が法人の場合		○		○	② i	6	12.8%	230	13.4%	13.4%		
	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※申請者が官公需適格組合の場合 ※構成組合員が個人の場合		○		○	② i	7	14.9%	220	12.8%	12.9%		
	構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※申請者が官公需適格組合の場合		○		○	② i	4	8.5%	185	10.8%	10.7%		
	構成組合員の財務諸表 ※申請者が官公需適格組合の場合		○		○	② i	5	10.6%	205	11.9%	11.9%		
法人・個人共通	17 委任状(行政書士への申請の委任)	○		○		② ii	27	57.4%	766	44.5%	44.9%	【建設工事と同様】 ・行政書士の代理申請の適法性を確保するため、設定状況に関わらず、共通必要書類としている。	
	18 委任状(入札・契約等に関する権限の委任)	○		○		① i	34	72.3%	1,456	84.6%	84.3%		
	登録(許可)証明書等											・証明書の他、通知書での確認も可能としているとの意見があることから、証明書又は通知書のどちらかを求める取扱いとするか。 ・「不動産鑑定業者」、「土地家屋調査士」、「司法書士」、「計量証明事業者」の登録証明書等は、「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。	
	測量業者登録証明書又は測量業者登録通知書	○		○	○	② i	44	93.6%	1,472	85.5%	85.7%		
	建築士事務所登録証明書又は建築士事務所登録通知書	○		○	○	② i	45	95.7%	1,476	85.8%	86.0%		
	建設コンサルタント登録証明書又は建設コンサルタント登録証明書 ※登録部門が分かるもの	○		○	○	② i	37	78.7%	1,355	78.7%	78.7%		
	地質調査業者登録証明書又は登録通知書 ※地質調査業者を登録する場合	○		○	○	② i	37	78.7%	1,351	78.5%	78.5%		
	補償コンサルタント登録証明書又は補償コンサルタント登録通知書 ※補償コンサルタントを登録する場合	○		○	○	② i	37	78.7%	1,380	80.2%	80.1%		
	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		○	○	② i	27	57.4%	880	51.2%	51.4%		
	土地家屋調査士であることを証する書面	○		○	○	② i	22	46.8%	826	48.1%	48.0%		
	司法書士であることを証する書面	○		○	○	② i	16	34.0%	651	37.9%	37.8%		
	計量証明事業者であることを証する書面	○		○	○	② i	22	46.8%	795	46.2%	46.3%		
	20 技術者の資格者証		○		○	○	② i	17	36.2%	581	33.8%	33.8%	
	21 技術者名簿		○		○	○	② i	31	66.0%	1,095	63.6%	63.7%	
	※業種及び部門別に作成。												
	22 測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し ※測量に登録を希望する場合、2期分提出。		○		○	○	② i	22	46.8%	535	31.1%	31.5%	
	(書類の提出義務) 第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。		○		○	○	② i	22	46.8%	535	31.1%	31.5%	
	23 現況報告書 ※地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントに登録を希望する場合、2期分提出。ただし財務諸表等は除く。												【建設工事と同様】 ・ISO9000シリーズ、14000シリーズという記載ではなく、ISO9001、ISO14001と記載すべきとの意見があったことから、左記のとおり整理している。
	※現況報告書の各様式のうち イ(現況報告書(別紙含む))、 ハ(直前1年の事業収入金額)、 ニ(使用人数)、 ホ(登録部門及び技術管理者) ト(財務事項一覧表)を提出。		○		○	○	② i	31	66.0%	651	37.8%	38.6%	
	25 ISO関係登録証(ISO9000シリーズ)		○		○	○	②+	45	31.9%	468	27.2%	27.3%	
	26 ISO関係登録証(ISO14000シリーズ)		○		○	○	②+	48	27.7%	417	24.2%	24.3%	
	ISO関係登録証(ISO9001)												
	ISO関係登録証(ISO14001)												
	27 社会保険の加入状況を確認できる書類 ※社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類を提出。 (例) ・日本年金機構からの納入告知書 納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かるものを提出。		○		○	○	② i	17	36.2%	537	31.2%	31.3%	
委任営業所の所在証明書												・「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。	
※「登記事項証明書」に委任先営業所が記載されていない場合に委任先営業所等の所在が証明できる書類として次のいずれかを提出。 ・「市町村が発行する法人所在証明書」 ・建設業許可申請時の「営業所一覧表」又は「専任技術者一覧表(証明書)」 ・ISO等登録証 ・営業所名、住所の記載のある公共料金支払い領収書、賃貸契約書		○		○	○	② i	3	6.4%	201	11.7%	11.6%		
技術者等経歴書													・「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。
※下記の技術者のみで入札参加資格付与の要件を満たそうとする場合、提出。 ・建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けたあと都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者 ・地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者 ・補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた保証業務に関し7年以上の実務経験者		○		○	○	② i	14	29.8%	468	27.2%	27.3%		
技術者の常勤性確認書類 ※測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントの場合作成。 ※法人で役員の場合ア、従業員の場合アとオを提出。 ※個人事業で事業主の場合イとウ、専従者の場合イとエを提出。従業員の場合、イとオを提出かアとオの提出のいずれかとする。 ※なお、社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、ア、オに代わり、所得税源泉徴収簿、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前6か月超の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相対額決定のお知らせ」通知の写しを提出。												・「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。	

必要書類			共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)					備考・論点
								都道府県		市区町村		全団体	
		ア健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの) イ国民健康保険証の写し ウ個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主のみ、税務署の受付印のあるもの)※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。 エ個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等も) オ雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所長発行のもの)											
		実績調書				○	② i	21	44.7%	772	44.9%	44.9%	・「たたき台として設定しなかったもの」であったが、意見照会の結果、設定状況が10%以上であったことから、追加している。
		障害者雇用状況報告書 ※法定雇用義務のある場合				○							・申請項目として「障害者雇用の状況」を追加したことに伴い、その照合書類として追加している。
		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し及び労働性を確認できる書類 ※障害者雇用状況の報告義務がない事業者のみ提出。				○							
		消防団協力事業所表示制度の登録証				○							・申請項目として「消防団協力事業所表示制度に基づく認定状況」を追加したことに伴い、その照合書類として追加している。
		防災協定書又は災害時応援協定書もしくは契約書の写し				○							・申請項目として「防災協定又は災害時応援協定の締結状況」を追加したことに伴い、照合書類として追加している。
		測量法第55条の3第4号の規定に基づく書類(使用人数並びに営業所ごとの測量士及び測量士補の人数を記載した書面)の写し				○							・複数の営業所を有している事業者の場合、営業所ごとの登録を確認する必要があるとの意見があることから、追加している。

たたき台に設定しなかった書類(共通・選択必要書類としなかったもの)

必要書類			共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)					備考・論点
								都道府県		市区町村		全団体	
27		納税証明書(その2)						2	4.3%	311	18.1%	17.7%	
28		代表者個人の住所地市町村の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税)						2	4.3%	287	16.7%	16.3%	
29		直前々年度決算に係る注記表の写し(個別注記表)						6	12.8%	159	9.2%	9.3%	
30		組合員名簿(組合のみ)						9	19.1%	343	19.8%	19.9%	
31		構成組合員の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請者が官公需適格組合の場合						5	10.6%	223	13.0%	12.9%	
32		構成組合員の納税証明書(その3の3)(国税) ※申請者が官公需適格組合の場合						6	12.9%	234	13.6%	13.6%	
33		構成組合員の納税証明書(その3の2)(国税) ※申請者が官公需適格組合の場合 ※構成組合員が法人の場合						6	12.8%	230	13.4%	13.3%	
34		構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(都道府県税) ※申請者が官公需適格組合の場合 ※構成組合員が個人の場合						7	14.9%	220	12.8%	12.8%	
35		構成組合員の納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)(市町村税) ※申請者が官公需適格組合の場合						4	8.5%	186	10.7%	10.7%	
36		構成組合員の財務諸表 ※申請者が官公需適格組合の場合						5	10.6%	205	11.9%	11.9%	
37		委任営業所の所在証明書 ※「登記事項証明書」に委任先営業所が記載されていない場合に委任先営業所等の所在が証明できる書類として次のいずれかを提出。 ・「市町村が発行する法人所在証明書」 ・建設業許可申請時の「営業所一覧表」又は「専任技術者一覧表(証明書)」 ・ISO等登録証 ・営業所名・住所の記載のある公共料金支払い領収書、賃貸契約書						3	6.4%	201	11.7%	11.5%	
38		技術者等経歴書 ※下記の技術者のみで入札参加資格付与の要件を満たそうとする場合、提出。 ・建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けたあと都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者 ・地質調査登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し5年以上の実務経験者 ・補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた保証業務に関し7年以上の実務経験者						14	29.8%	468	27.2%	27.3%	
39		技術者の常勤性確認書類 ※測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントの場合作成。 ※法人で役員の場合ア、従業員の場合アとオを提出。従業員の場合、イとオを提出かアとオの提出のいずれかとする。 ※なお、社会保険・雇用保険ともに適用除外となる者は、ア・オに代わり、所収選出後取得、給与台帳、出勤簿など審査基準日以前から月超の勤務状況が確認できる書類の写しまたは「厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額和当額決定のお知らせ」通知の写しを提出。 ア健康保険証の写し(事業所名記載のものに限る)または健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(直近受付済みのもの) イ国民健康保険証の写し ウ個人事業主の所得税確定申告書(第一表)の写し(個人事業主のみ、税務署の受付印のあるもの)※電子申請の場合は、「メール詳細」の打出しも添付。 エ個人事業主の所得税確定申告書(第二表)の写し(必要に応じ、収支内訳書や青色申告決算書等も) オ雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等(公共職業安定所長発行のもの)						12	25.5%	195	11.3%	11.7%	
40		住民票 ※法人で代表者名をアルファベット表記により申請する場合及び個人で商号を用いないで営業している外国籍の場合に提出。						1	2.1%	135	7.8%	7.7%	
41		印鑑証明書						4	8.5%	814	47.3%	46.3%	【建設工事と同様】 ・設定状況が10%以上であるが、申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないものであることから、共通・選択申請項目としないこととする。
42		使用印鑑						5	10.6%	941	54.7%	53.5%	

必要書類		共通	選択	事業者 特定情報	適正性審 査・格付け 情報	設定方法	設定状況(意見照会結果)					備考・論点
							都道府県		市区町村		全団体	
43	営業所の写真(内観、外観)						4	8.5%	267	15.5%	15.3%	・設定状況が10%以上であるが、事業所の所在に関しては、登記事項証明書、納税証明書等の他の必要書類により確認することができるものと考えられることから、追加しない。
44	登録(許可)証明書等											
	不動産鑑定業者であることを証する書面						27	57.4%	884	51.2%	51.4%	
	土地家屋調査士であることを証する書面						22	46.8%	827	48.1%	48.0%	
	司法書士であることを証する書面						16	34.0%	652	37.0%	37.8%	
	計量証明事業者であることを証する書面						22	46.8%	796	46.3%	46.3%	
45	実績調査						21	44.7%	773	44.0%	44.0%	